

「藤色」から「緑色」に変わります



旧



新

8月1日
から

後期高齢者医療被保険者証が 新しくなります

現在使用している「藤色」の保険証の有効期限は、7月31日までです。
8月1日からは、「自宅」に郵送される「緑色」の保険証を使用してください。

新しい保険証は
ご自宅へ郵送し
ます。

8月1日以降に
お使いいただく保
険証は「黄色の封
筒」で7月中旬以
降に郵送します。



↑保険証が封入される封筒です

限度額適用・標準負担額減額認定証
(減額証)をお持ちの人へ

減額証も8月1日から新しくなります。
交付対象者には、新しい減額証を7月
中旬以降に郵送します。
※更新のための手続は必要ありません。
※保険証と減額証は別々に郵送します。

■限度額適用認定証について

平成30年8月から、自己負担限度額変
更に伴い、現役並み所得の被保険者は、
「限度額適用認定証」の交付を受けるこ
とができる場合があります。
詳しくは、お問い合わせください。

1年間の保険料の計算方法

保険料 (限度額62万円)
均等割額 4万400円
+
所得割額 (前年の総所得金額等-33万円) × 7.85% (旧ただし書き所得)

平成30年度の保険料については、
8月中旬に通知します。

平成30・31年度
後期高齢者医療保険料
は、
後期高齢者医療保険料は毎年8月
に決定します。
保険料は、医療費や現役世代との
人数のバランスなどを考慮し、2年
に1度改定されます。
平成30・31年度の保険料は左記の
とおりです。



問い合わせ
国保年金課高齢者医療担当
☎55-2754 ☎51-2521